

法令解説

金融商品取引法施行令等の改正 —スタートアップへの資金供給の促進関係—

金融庁企画市場局企業開示課 課長補佐 鳥屋尾大介
金融庁企画市場局企業開示課 課長補佐 小林法之
弁護士・元金融庁企画市場局企業開示課 専門官 鈴木彬史
金融庁企画市場局企業開示課 専門官 齋藤隆慶
金融庁企画市場局企業開示課 係員 藤岡桃子

一 はじめに

わが国経済の持続的成長のためには、株式投資等を通じて、スタートアップ企業等への成長資金の供給が活性化されていくことが不可欠であり、また、それによる運用対象の多様化は、機関投資家等によるさらなる収益機会や分散投資の機会の拡大を図ることにつながるものであると考えられる。このような観点から、2023年12月12日に公表された、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書¹（以下「TF報告書」という。）では、

- 株式報酬に係る開示規制の整備
- 特定投資家私募制度に関する利用促進や必要に応じた見直しに向けた検討
- 少額募集に係る有価証券届出書の開示内容の簡素化

等が提言された。

そして、今般、これらの事項について制度的

対応を行うことを目的とする「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」（令和7年政令第40号。以下金融商品取引法施行令を「政令」といい、特に本改正による改正後の金融商品取引法施行令を「改正政令」という）及び「企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和7年内閣府令第13号。以下企業内容等の開示に関する内閣府令を「開示府令」といい、特に本改正による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令を「改正開示府令」という）が2025年2月21日に公布され、一部を除き、同月25日から施行された²。併せて、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」が改正され（以下改正後の同ガイドラインを「改正ガイドライン」という）、同日から適用された。

本稿では、改正政令、改正開示府令等の概要

¹ 「金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書の公表について」（2023年12月12日公表）（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231212.html）

² 改正政令、改正開示府令等の内容については、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（スタートアップへの資金供給の促進関係）（2025年2月21日公表）を参照（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250221/20250221.html>）。